

## 蒲郡市学校保健結核対策委員会設置要綱

### (設置)

第1条 蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校における結核対策に的確に取り組むため、蒲郡市学校保健結核対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童生徒及び教職員における結核健康診断の実施状況並びに結果に関すること。
- (2) 結核精密検査等の管理方針の検討及び対象者選定に関すること。
- (3) 結核患者発生時における情報の収集、提供、関係機関との協力及び対策の検討に関すること。
- (4) その他学校における結核対策に関し必要な事項の協議に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 愛知県豊川保健所長
- (2) 結核専門医
- (3) 学校医代表
- (4) 学校長代表
- (5) 養護教諭代表
- (6) 教育委員会教育長

2 前項の委員の委嘱は、教育委員会が行う。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を処理する。

### (委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ教育委員会が招集する。

2 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月31日から施行する。
- 2 蒲郡市学校保健結核対策委員会設置要綱（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。